

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	1				
支出年月日	R 6 年 8 月 19 日				
項 目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
領 収 証 市議会 防衛 様 2024年 8 月 19 日 庶務課 庶務係 ※ 7,500.00 但 上記正に領収いたしました 内 訳 税抜金額 消費税額等(%) 今 石 匠 太 コクヨ ウケ-1048					
充 当 内 容 (按分の計算方法)	上記金額のうち 2500円充当します				
そ の 他	領収書原本と研究資料は公明党政務活動費 提出済				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	2
支出年月日	2025 年 1 月 7 日
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）	
充 当 内 容 (按分の計算方法)	ワイヤレスマイク付き拡声ステーション（街頭演説等使用） $¥65,978 \times 70\% = ¥46,185$
そ の 他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

領収証

中村 亮介 様

No. [redacted]

発行日：2025年01月10日
領収日：2025年01月07日

¥65,978-

但し 商品代として(クレジットカードのご利用分)

お客様メモ

上記の金額正に領収いたしました



〒530-0001
大阪市北区梅田三丁目2番1号
JPタワー大阪
株式会社Monotaro
TEL 0120-443-509
FAX 0120-289-888
<https://www.monotaro.com/>
登録番号：T6140001054380

<税率別内訳>	税抜金額	消費税等	税込金額
内、10%	¥59,980	¥5,998	¥65,978

注文書番号：[redacted]

No.	商品名	取引日付	単価	数量	金額(税抜)	消費税	税率	軽減
1	ワイヤレスマイク付き拡声器スピーカー	2025/01/06	¥59,980	1	¥59,980	¥5,998	10%	

※消費税額は「税率別内訳」をご確認ください。明細毎の消費税額は参考情報です。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	3				
支出年月日	2025 年 3 月 26 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）					
ご利用明細 本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。 SMBC ☆☆☆☆ 振込 ☆☆☆☆ お振込金額 ￥416,790 振込手数料 ￥275 お受取人は ██████████ ナカムラインサツ 様 お振込人は アシヤシキ カイキイン ナカムラ リヨウスケ 様 お取扱日 7. 3.26 電信振込 取込店 機種 年月日 時刻 37974 7. 3.26 17:48 *2938 銀行番号 店番号 口座番号等 ██████████ 三井住友銀行 印紙税申告納 付につき建町 税務署承認済					
充 当 内 容 (按分の計算方法)	中村亮介 市政コース 2026年春号作成費 $¥416,790 + ¥275 \times 80 \times = ¥433,652$				
そ の 他					

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

請求書

CMM 株式会社 **MM印刷**
 〒531-0073 大阪府大阪市東淀川区
 TEL 06 (6375) 3924
 高殿工場 〒535-0031 大阪府高槻市
 TEL 06 (6929) 6244
 登録番号: T5120001054007

芦屋市議会議員 中村亮介 御中

お振込いただいたままです場合は
 下記口座にお願ひ申し上げます

請求日付	得意先コード	請求書番号	明細書枚数
2025/3/20	99999		1枚
前回請求額	当月ご入金額	繰越額	
当月納品額	当月返品値引額	当月消費税額(10%)	当月請求額
378,900	0	37,890	416,790

合計請求額
416,790

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

2025年 春

VOL.12

発行：会派に属しない議員
(中村 亮介)

芦屋市精道町7番6号
本庁舎南館 3F
会派に属しない議員控室
TEL・FAX：0797-35-1340

芦屋市政

中村

なかむら 亮介
りょうすけ



1.
高島市長の施政に
対する基本的な
考え方は？

2.
こども医療費の
無償化はどうなった？
令和5年4月統一選公約
▼
令和6年7月から
対象範囲拡充

3.
産後ケア事業は
どうなった？
令和5年4月統一選公約
▼
令和6年4月から
対象範囲拡充

4.
芸術文化活動に
取り組んでいる若い
市民プロデューサー
支援はどうなった？

5.
小規模保育事業の
運用は変わった？

この2年間、議会で
訴えてきたものは
これだ！

(2023年度版)

6.
宮川小学校の通学路の
安全対策は前に進んだ？
集団登校はどうなったの？

7.
街路樹等包括管理業務
で何が変わった？

8.
原油価格・物価高騰
等に対して市は
どう考えてるの？

9.
JR芦屋駅北側の
「駅前通り」の駐停車禁止
区域はどうなるの？

10.
国道43号線若宮歩道橋
エレベーター整備
その他の工事は
どうなったの？

NEXT OPEN

令和5年6月20日火曜日6月議会一般質問

1 施政の基本方針に対する考え方について

いとう前市長の令和5年3月議会の施政方針説明で掲げられていた施政の基本方針3つの視点を取り上げ、高島市長のもと新たな組織体制でどのように理解されているのかをお尋ねしました。

施政の基本方針の2つ目「組織のスリム化を進めること」に対しては、人口減少社会に入り、生産年齢人口も減少していく中、今後の組織運営を考えた時、庁内で類似した業務がある程度まとめて統合し、少ない職員でも仕事ができる体制につくり変えていくことが今後求められている。但し、職員数を減らしたいがために、市民サービスの低下を招いてしまつては本末転倒になってしまうので、各職場の状況を把握しながら、組織を少しずつ動かして簡素化し、時代になじまなくなつてしまつた事業に関しても、勇気をもつて廃止するなど考えていきたいとの説明がありました。

続いて、市は民間に公の仕事の一部を委託しているの、委託に対する考えを尋ねたところ、高島体制に変わったので、しっかり検証をした上で、改善が必要な事業については、委託している民間事業者と協議をし、委託事業を継続していくために、課題を解決していく方向で進めていきたいと思つています。なお、過去に一度、民間委託を継続するよりも、市が直接運営した方がいいと判断し、再び市の直営事業に戻したこともありまふとの考えも示されました。

最後に、施政の基本方針の3つ目「社会増を目指す」ことに対しては、社会増を目指しながら、将来見込まれている市の人口減少の度合いを緩和させていく一方、自然増を見込むためには、子育て支援施策の充実

1つの判断材料になると思うので、若い世代に選でいただき、住んでいただき、出産もしていただく流れをつくつていきたいとの考えが述べられました。

2 乳幼児等・こども医療助成制度に対する市の考え方について

令和3年12月8日と令和4年12月8日に「乳幼児等・こども医療助成制度に対する市の考え方について」質疑をさせていただいております。

本市において採用されている乳幼児等・こども医療助成制度は、生まれた日から中学校3年生までを対象とし、0歳児のみ所得制限なしで、外来通院・入院ともに自己負担なしで全額助成されます。その一方、対象となる1歳児から中学校3年生のうち、ある特定の世帯を構成している保護者、扶養義務者個々それぞれについて判定をし、いずれもが市町村民税所得割額23万5,000円未満であれば、外来通院・入院ともに自己負担なしで全額助成されます。

中村の過去の質疑で、芦屋市にお住まいの方の世帯平均年収はおよそ650万円、全国平均がおよそ500万円なので、世帯平均年収は全国平均よりも150万円程多く、他の標準的な自治体のおよそ1.3倍であるという民間企業の調査結果を示し、乳幼児等・こども医療助成制度の無償化の対象とならない方が、他の標準的な自治体と比較しても多いのではないかと訴えておりました。市からは、平均収入・所得が全国的にも高い自治体であるという特性を認識した上で、乳幼児等・こども医療助成制度の対象となる市内全体のこどものうち、医療費が無償化になつている方は、市内全体のおよそ6割という状況であるとの説明を受けました。

また、私からは、仮に、こどもが病気や怪我に頻繁にりやすい1歳児から小学校6年生まで所得制

を一律に撤廃した場合、どのくらい予算がかかるのかを質問し、当時の試算では、およそ1億6,000万円の追加予算で実施でき、無償化の対象はおよそ3,800人増え、こども医療費の無償化の対象者の割合は約89%になりますとの答弁をいただきました。一方で、子ども医療費の無償化の対象として、課税標準額で400万円以上、給与収入等であれば700万円以上ある方、また、共稼ぎにより世帯でそれを超える収入・所得を得ておられる御家庭には、市として、財源を用意してまで無償化の支援をすることは、現状では全く考えていないと当時の担当部長から答弁も頂いております。

そこで、高島市長のもと新たな組織体制での市の考え方を尋ねし、現在、こども医療費無償化の拡充対象の範囲や実施手法、予算措置を慎重に検討しており、令和6年度から制度の拡充を進められるよう取り組んでいますとの答弁があり、詳細な質疑を行いました。



中村から、高島市長が発刊されたまちづくり政策提案集には、18歳までこども医療費の無償化を所得制限なしで行うとされておりました。なぜその方法で実施するべきなのか、そこには理由や思いがあるので質問をし、当時の担当部長からは、市長の考えは、子育て支援策の1つとして、所得制限を見直し、撤廃

する方針で、年齢についても18歳まで行うということです。近隣市を見ても、18歳までの拡充が進んでいること、所得制限の撤廃も進んでいること、また、一部負担金をいただいている自治体、いただかない自治体、さらには、低所得者についても一部負担金をいただいている自治体、いただかない自治体など、概ねこのような観点から本市も整理をしていくべきではないかと考えておりますとの答弁がありました。

続けて中村からは、小学校6年生ぐらいまでが病气や怪我をしやすいため、12歳まで一部負担金などいただかずに通院・入院に関わらず所得制限を完全に撤廃をし、市外受診も含めてこども医療費助成の無償化の範囲を拡充すべきではないかとこれまで議会で訴えてきたことを例に挙げ、対象となる年齢のこども全てに医療費の無償化のサービスが行き届くべきで、所得制限の上限を引き上げるやり方であれば、制限を1円超えた、越えないでサービスを受ける、受けられないことに分断が生じてしまうこと自体よくないとの思いも伝えさせていただきました。

【中村亮介令和5年4月統一選公約達成↓

令和6年7月から対象範囲拡充】

(令和6年7月からの芦屋市でのこども医療費の無償化の拡充内容)

従前から0歳児は入院・通院問わず完全無償化のため、1歳から18歳まで所得制限を撤廃し無償化。

但し、1歳から15歳までは従前の所得制限を超えた方に限り、通院につき一部負担金を徴収、入院については所得関係なく完全に無償化。16歳から18歳までは、所得制限はないが、通院につき一部負担金を徴収し、入院については完全に無償化。

通院・入院ともに市外受診も含めてこども医療費助成の無償化の範囲が拡充された。

3 芦屋市産後ケア事業に対する市の考え方について

芦屋市では、お母さんと赤ちゃんの体調などにあわせて、母体の健康管理・心理面に関するケア・乳房マッサージや、乳房ケアの指導・授乳や沐浴及びスキンケアなど育児技術の相談・指導、自宅に戻ってから育児及び生活に関する相談・指導、食事の提供や母親の休息時間の提供、乳児の発育・発達の確認といったケアを市内にお住いの出産退院後のお母さんと生後4か月の赤ちゃんを対象に、市内施設等で宿泊型や通所型により心身のケアを受けることができます。市の行っている現在の産後ケア事業について市長からは、産後ケアに関する現状の課題を踏まえ、今後、幅広く市民が利用できるよりよい制度になるよう研究していくとの答弁があり、その後、具体的な質疑を行いました。

中村からは、近隣他市の状況も踏まえて、他市での傾向などを質問し、当時の担当部長から、産後ケア事業は、令和2年度から近隣他市でも同時期に始まり、利用料金についても、同水準で開始しましたが、最近、近隣他市では値下げが行われていますとの説(受けました)。



さらに中村からは、芦屋市の隣の神戸市、西宮市においては、産後ケア事業の利用対象を市内にお住いのお母さんと生後1歳未満の赤ちゃんとし、宿泊型と通所型だけではなく、助産師などが家庭に訪問する訪問型も取り入れて実施していることを例に挙げ、産後ケア事業が幅広く市民が利用できるような制度にするため、今後、市としてどのように考えていくのかを質問させていただき、当時の担当部長からは、今後、市民に利用しやすいように、わかりやすく整理していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、当時の芦屋市で実施している助産師ケアは、国と県から助成を得て実施しているお困りのご家庭のための無償の育児支援家庭訪問事業のため、定められている4つの要件全てに該当しなければ利用できないことの説明も受けた上で、中村からは、今後の産後ケア事業のあり方としては、授乳の終わる目安と言われている生後1年以内の赤ちゃんまでを対象とするべく年齢要件を緩和し、国と県からの助成を得て行われている育児支援家庭訪問事業は、お困りのご家庭のための無償事業であり、産後ケア事業の訪問型の例外なので、宿泊型と通所型だけではなく、どなたでも困ったら助産師の訪問ケアを受けられるよう訪問型も産後ケアの類型に新たに加え、利用しやすい制度を目指していただきたいと訴えました。

【令和5年4月統一選公約達成↓

令和6年4月から対象範囲拡充】

(令和6年4月からの産後ケア事業の拡充内容)

産後ケア事業の利用対象を、市内にお住いの出産退院後のお母さんと生後4か月の赤ちゃんから市内にお住いのお母さんと生後1歳未満の赤ちゃんに対象範囲を広げ、宿泊型と通所型だけでなく、助産師などが家庭に訪問する訪問型も取り入れて実施をし、また近隣他市の状況も踏まえて、利用料金について引き下げが行われました。

令和5年9月7日木曜日9月議会一般質問

4 これからの芦屋にふさわしい芸術文化活動を促進するための事業の在り方について

芦屋夢ステージは、芦屋にふさわしい芸術文化活動を促進していく、また、若い市民プロデューサーを育成していく目的で、スタートしました。主催者側である市民センター内部から費用対効果を疑問視する声が上がっており、令和2年度から予算措置がなくなりました。

芸術文化活動に取り組んでおられる若いプロデューサーの皆様は、大きな舞台での公演活動を行うため、自ら教室を営むなど汗を流してお金を稼ぎ、資金が不足している場合には、国や自治体、また民間団体やクラウドファンディングに頼りながら運営を行っている方が多く、社会としてサポートをし、育てていかなければいけないのが現実です。

芦屋夢ステージについて、当時の教育長からは、市民会館文化事業として、芦屋を拠点に市民の新鮮な発想を舞台芸術活動に生かす文化プロデューサーを育成するため、平成21年度から実施をし、団体への助成金は、平成21年度から平成29年度までは限度額が100万円、平成30年度と令和元年度は限度額80万円、事業開始から10年経ち、芸術文化プロデューサーを育成する役割は終わったと判断し、令和元年度をもって事業を終了しましたとの説明を受けたところから質疑が始まり、中村からは、芸術文化活動に費用を投じたからといって、すぐに効果が現れる分野ではないので、芸術文化を大切に作る気持ちがあれば我慢をし、継続することが適切だったのではないかと訴えました。

【中村の課題認識】

若い芸術文化プロデューサーを育成する活動を中心として芸術文化活動の発展に対して、芦屋市からの理解が得られるよう今後も働きかけを行ってまいります。

小規模保育事業の柔軟な運用の在り方について

小規模保育事業は、現在、児童福祉法上、原則、保育を必要とする0歳から2歳までの乳児・幼児の保育を行う事業とされており、国家戦略特別地域においては、保育を必要とする0歳から2歳までの乳児・幼児を対象とする小規模保育事業について、事業者の判断により、その対象年齢を0歳から5歳までの間で柔軟に定めることが可能となっています。

今回、令和5年4月21日付で、こども家庭庁成育局長から全国の自治体に向けて、「小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて」とし、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、全国の3歳未満の乳児・幼児の保育を対象とする小規模保育事業において、満3歳以上の幼児を受け入れることについて、市町村が地域の保育ニーズに応じて柔軟に判断できるとの通知が発出されました。

そこで、こども家庭庁からの「小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて」の内容についてお尋ねをしました。

中村からは、これまで3歳以上の児童の発達において、集団での保育の重要性が認識されていたのに、今回なぜ変化が生じたのか質問をし、当時の担当部長は、以前から3歳になった時に転園しなければいけないとお声や、3歳以上になって集団生活に馴染めるかどうか不安があるというお声も頂いておりましたので、その声に今後、柔軟に対応できるようにするためと考えておりますと説明があり、続けて、今回の通知に関して、適切に配慮・工夫を行うべき点に気をつけながら、保育ニーズに柔軟に対応できるように活用させていただきたいとの答弁がありました。

6 宮川小学校通学路・宮川歩道橋南側歩道の安全対策について



宮川小学校の北西に位置し、国道43号線にかかっている宮川歩道橋は、宮川小学校区の若宮町、宮川町、打出小槌町、宮塚町の4町の児童が、午前8時から8時20分頃に北方向から南方向に通学します。

宮川歩道橋南側歩道周辺は、通勤・通学時間帯と重なり、特に東から西に走行する自転車は、宮川歩道橋南側階段から下りてくる児童等歩行者の死角になり、接近するまで目視できないため減速できず、接触事故が懸念されている状況が続いています。

これまで宮川歩道橋南側階段周辺では、5か所の注意喚起看板を設置していただいておりますが、相互に機能しながら安全性が高まっているとは、言い難い状況です。

そこで、宮川歩道橋南側歩道中心部に、東から西に走行する自転車を減速させるラバーポールを設置する等安全対策が必要であるとの認識から質問させていただきます、市長からは、この場所については現地の状況

から、以前より安全対策が求められており、必要性を認識していたので、道路管理者である国と連携をし、対策を行っており、具体的には、自転車と階段を下りる歩行者との接触を避ける門型のラバーポールや、注意喚起の看板を設置していますが、引き続き、必要な対策を国に働きかけていきますと答弁をいただき、質疑が始まりました。

中村から、東から西に走行する自転車を減速させるため、宮川歩道橋南側歩道中心部にラバーポールを追加で設置するよう通学路安全点検を通して、国に要望していただくことになっていたので質問をし、当時の担当部長からは、令和5年6月8日に国に要望を行い、宮川歩道橋南側歩道中心部にラバーポールを設置しても、想定している効果が見込めないとの回答であったとの答弁があり、それを受けて中村からは、国と市が、別の看板を違う時期に設置しているの、国と調整をし、5か所の注意喚起看板を相互に機能するよう再配置していただきたいと質問をし、今回も危険だというお話を中村議員からいただきましたので、5か所の注意喚起看板を相互に機能するよう再配置することも踏まえて、引き続き、国に働きかけをしていきたいと思っていますと当時の担当部長から説明していただきました。

【中村より改善報告】

令和5年10月26日木曜日に、宮川小学校敷地内の北西部の植栽における「危ない 自転車事故多し！歩行者に注意！」看板を、当時の地元の保護者の皆様と担当課長も含めた職員の方と話し合いを行い、以前よりも25センチ高くしていただき、看板周辺のシャリンバイも手入れをしてもらい、以前より見やすくしていただきましたが、引き続き、宮川歩道橋南側歩道中心部にラバーポールを追加で設置するなどの対策を求めてまいります。

6 宮川小学校の自由登校について

宮川小学校は、令和5年度2学期から、これまでの集団登校から自由登校に変更されました。登校班の上級生による下級生の引率効果が失われてしまうと、安全へのマイナスになると考えたので、市の考えと、集団登校から自由登校に変更した理由を尋ねました。当時の教育長からは、今回の登校方法の変更に関しては、基本的に、地域・保護者、時に実際に通っている子どもたち、特に上級生の声を聞きながら学校長の判断で決められたものであることや、自由登校に変更されるまでの経緯について説明を受けました。

それに対して中村からは、仮に、自由登校よりも集団登校の方がよかったと学校側に認識変更があれば、再び切り替えていただける理解でいいのかを尋ね、学校側は試行期間ですので、2学期、3学期と特に問題がなかったとしても、令和6年度1学期は集団登校という形を取りますとの説明を受け、さらに、登校の基本は、地域の方、保護者の方としつかりお話をした上で決めていくものだと思います。当時の教育長から答弁がありました。



7 街路樹等包括管理業務について

芦屋市は、街路樹等包括管理業務を実施し、市内事業者を中心として、令和4年4月から令和7年3月までの3年間業務を委託しています。予算金額の中には、維持管理業務等に関わる総括責任者が各施設の維持管理や剪定等に関わる事務処理、日常の苦情等への対応のほか、維持管理に関わるさらなる効率化の提案など、市に代わって業務全体をマネジメントする経費が加算されています。

そこで、この街路樹等包括管理業務について、市が直営していた時と比べて、当初見込まれていた4つの導入効果である民間技術力の導入による街路樹等維持管理業務の改善及び向上、民間事業者の迅速な現場対応による市民サービスの向上、施設管理の長期一元化による事務作業の効率化、従来経費の縮減が図られたのかを尋ね、市長からは、当該管理業務は、業務要求水準等に基づき管理をしており、ここに長期的な視点が加わることで、さらなる業務改善や質の向上が期待でき、市民サービスの向上については、包括管理業務の管理センターが市民からの要望を直接受けるため、迅速な現場対応が可能となっていて、事務の効率化は、導入前は年間約120件あった契約事務が一本化されたことにより、市職員が注力すべき政策的業務等に集中して取り組むことができており、従来経費についても削減されていますとの答弁の後に、詳細な質疑に進みました。

中村からは、令和3年8月31日の建設公営企業常任委員会で説明を受けた際、電線や電柱等に枝が当たらないように、信号や標識・照明を隠さないように、車や歩行者などの支障にならないように、定期的な剪定により樹形を整え、目標とする樹形に近づけ、また、沿道の民地などに飛び出した枝は剪定伐採しますと示された5つの樹木の伐採・除草ルール

を示しました。その上で、このルールに基づいて剪定が行われているかどうかを当時の担当部長に尋ね、宮川小学校西側の南北道路の樹木が電柱・電線を覆い、防災倉庫前の側溝は、葉っぱが埋め尽くしている状態で、夜になればライトに木々の葉が覆いかぶさっていることから、遮光して危険な状況であることを写真で示し、次に、稲荷山線と国道2号線が交わる楠町交差点の信号機に、樹木が覆いかぶさって見えなくなっている状況も写真で示し、樹木の伐採や除草ルールが守られているのかどうかと尋ね、当時の担当部長は、剪定してから次に剪定するまでの間、気候変動の状況により、成長の度合いも異なり、電柱・電線、照明にかかってくる場合もあり、どうしても満足いただけではないところもありますが、今回、街路樹等包括管理という手法により工夫して管理していけるのではないかと取り入れましたので、今後満足いただけない部分に関しては、努めて配慮していきたいとの答弁がありました。

【中村より改善報告】

宮川小学校西側の南北道路の樹木が電柱・電線を覆い、防災倉庫前の側溝は、葉っぱが埋め尽くしている状態で、夜になればライトに木々の葉が覆いかぶさり、遮光して危険な状況は、すぐに対応していただき、さらに、地元自治会の了承を得た上で、芦屋市道路公園課に令和6年10月15日火曜日と10月16日水曜日の2日間で宮川小学校西側の南北道路の樹木の数を減らすための作業をしていただきました。

また、稲荷山線と国道2号線が交わる楠町の交差点の信号機に樹木が覆い被さり見えない状況もすぐ対応していただき、当該原因の樹木についても抜く作業をしていただきました。

「中村の課題認識」

街路樹等包括管理業務は、市内造園事業者を中心として、令和4年4月から令和7年3月末までの3年間の業務委託を終えようとしています。

令和7年4月から新たに道路及び公園施設と街路樹・植栽なども含めた相当な事業規模での包括管理が始まるに際して、令和7年3月18日火曜日開催された予算特別委員会では「市内事業者と十分な連携を図りながら、適切な道路及び公園施設等の維持管理業務が執行されるよう求める。」付帯決議が可決されました。従前、街路樹等の包括管理をしていただいていた市内を熟知している造園組合の皆様を中心とする市内事業者と十分な連携を図りながら、適切な道路及び公園施設の等の維持管理業務が今後も執行されることを強く求めてまいります。



令和5年12月13日水曜日12月議会一般質問

8 原油価格・物価高騰等に対する市の考え方について

原油価格・物価高騰等に対する市の考え方を尋ねました。

まず、芦屋市では、国及び県が、原油価格・物価高騰等対策の予算枠で、その都度どのような支援を行っているのか精査をした上で、支援の枠組みに当てはまらない方で、物価高騰等で生活にかなりお困りになられている方を支援していこうという考えであると当時の担当部長から説明を受けました。

中村からは、国や県が行っている原油価格・物価高騰等対策が不十分であれば、その足りない支援を緊急的に芦屋市民に実施する必要がある場合、市の独自財源を使用してでも支援する覚悟はあるのかと質問をし、市長からは、財源の問題はありますが、地方公共団体・地方自治体は、市民に最も身近な自治体です。最も身近なところで事業者も含めて支えていくことは、当然の責務であると考えていますとの説明がありました。

最後に中村から、5年前の春、コロナ禍における市民生活に対する影響の大きさを考えて、市がおよそ3.5億円を投じ、官公庁を除くすべての世帯、事業者に対して、半年間の水道・下水道の基本料金を免除する事業を行ったことを例として挙げ、長引く原油価格・物価高騰等に対する対策については、国からの交付金等も活用しながら、生活者だけでなく、事業者にとっても下支え効果がある対策を、1回だけでなく、数回に分けて行う方が効果的であるとの意見をお伝えしました。

9 JR芦屋駅北側の通称「駅前通り」の 駐停車禁止区域について

JR芦屋駅北側「駅前通り」の駐停車禁止区域は、足腰の弱いお年寄りや、車椅子を利用されているなど身体の不自由な方、妊婦や小さなお子様を連れて移動している方など、JR芦屋駅北側へすぐにアクセスしたい理由を抱えた方が、タクシー等を利用し、停車位置として昔から利用されてきました。そこで、JR芦屋駅北側「駅前通り」の駐停車禁止区域についてタクシー等社会福祉の観点から必要な車両については、兵庫県警と相談した上で一部指定除外することはできないのか等、市の考えを尋ねました。

まず、市長からは、JR芦屋駅北側「駅前通り」は、兵庫県公安委員会が令和2年3月から駐停車禁止区域に指定しており、この区域は物理的に停車スペースがないため、安全性の観点から、タクシー等を一部指定除外することは難しいとの説明を受け、さらに、当時の担当部長からは、JR芦屋駅北側「駅前通り」は、バス乗り場がたくさんある中で、一般車の違法駐車も散見され、危険な状態が続いていたので、駐停車禁止にし、その代替案として、ホテル竹園南西ロータリーに駐車スペースを9台設けましたとの答弁がありました。

中村からは、ホテル竹園南西ロータリーからJR芦屋駅にアクセスするには、身体の不自由な方、妊婦や小さなお子様を連れて移動している方からは少し距離があり、不便であるとお伺いしていたことを伝え、タクシー等社会福祉の観点から必要な車両について、一部指定除外することが難しいのであれば、JR芦屋駅に程近い北側の場所に停車場所を設けてもらうことはできないのかお尋ねし、当時の担当部長からは、スペースがあれば工夫することは可能と思いますとし、JR芦屋駅南口再開発事業にあわせ

て、南口バスロータリーの整備を予定しており、一部北側のバス乗り場を南に整理する中で、北側にスペースも出てくると思います。また時間はかかると思いますが、説明がありました。

【中村の課題認識】

引き続き、JR芦屋駅北側「駅前通り」の駐停車禁止区域に対するタクシー等社会福祉車両の一部指定除外、もしくは、JR芦屋駅に程近い北側の場所に停車場所を設けることを求めてまいります。



10 国道43号線若宮歩道橋昇降施設整備 その他の工事について

令和4年度から行われていた国道43号線若宮歩道橋エレベーター設置その他の工事は、令和5年3月末をもって一旦止まってしまい、令和5年11月末に作業が再開されました。

そこで、令和5年3月末をもって一旦止まっていた工事の経緯について質問をしました。



市長からは、管理者である兵庫国道事務所を確認したところ、令和4年度における南側エレベーター設置工事中に、植栽帯の地下に埋設物が見つかり、当初の設置位置を変更する必要があるため、エレベーター設置工事の完了は、令和5年度末を予定しており、南側歩道橋のスロープの復旧は、エレベーター設置後の工事になると確認していますと説明を受けました。（令和6年3月末をもってエレベーター設置工事は完了済み。）

続いて、中村から当時の担当部長との質疑の中で、令和6年4月以降にエレベーターが供用開始予定であることを確認し、南側歩道橋に新たなスロープが設置される時期について質問しました。

当時の担当部長からは、当初スロープを切り取る予定ではなかったため、エレベーター設置事業者以外の事業者を選定し、新たなスロープ設置工事を発注しないといけないので、令和7年3月末までに完成予定とのことですが、兵庫国道事務所には追って聞き取りをしていきますとの説明を受けました。

その後中村から、頻繁に人の往来のある場所なので、国や県が大規模な工事をしている以上、市もしっかりと工事の進捗を確認すべきであり、今後、近隣住民に対する工事の現状に関する周知はしっかりと届けるようにしていただきたいと要望致しました。

【中村の課題認識】

新たなスロープ設置工事については、令和7年3月末までに完成予定とのことだったの今後も工事の進捗を注視していきます。



なかむら りょうすけ
中村 亮介



◀ ホームページ

生年月日

昭和54年5月6日生まれ

学歴

芦屋市立小槌幼稚園
芦屋市立打出浜小学校
関西学院中学部(運動総部長)
関西学院高等部(硬式野球部 副主将)
関西学院大学商学部(平松一夫ゼミ)
関西学院会計専門職大学院
(アカウンティングスクール)

経歴等

芦屋市議会議員(現職)
関西学院中学部同窓会46期生幹事
芦屋市民民謡・新舞踊協会 会長
一般社団法人神戸青年会議所 特別会員
清掃事業 代表
特別非営利活動法人 日本防災士機構 防災士
西蔵町自治会 防災担当役員
西蔵町 自主防災・防犯会 会長

駅周辺での朝の市政街頭報告

令和5年4月24日月曜日
令和7年3月17日月曜日まで

- ・ 阪神打出駅南側国道43号線付近 14回
- ・ JR芦屋駅南側国道2号線付近 15回
- ・ JR芦屋駅北側ミスタードナツ前 15回
- ・ 阪神芦屋駅南側市役所北東部 13回
- ・ 阪急芦屋川駅南側月若公園前 12回
- 合計69回



防災活動



【地元の西蔵町での防災活動】

令和5年度並びに令和6年度

- ・ 西蔵町自治会の防災担当役員として
⇒原則毎月第一土曜日の班長会にて作成した防災会報を配布・説明
- ・ 西蔵町自主防災・防犯会の会長として
⇒原則2ヵ月に1回の防災会議を含めた自主防災活動を実施
⇒原則3ヵ月に1回の宮川小学校地域の防災代表者会議に出席

【令和5年度自主防災会の主な防災イベント】

令和5年11月26日日曜日

- ・ 西蔵地区集会所において、西蔵町自主防災・防災会主催でレトルトカレーの炊き出し訓練、水消火器訓練、テントの設営訓練等を行う。

【令和6年度自主防災会の主な防災イベント】

令和6年11月23日土曜日

- 宮川小学校での浜町との合同防災訓練を以下、実施。
- ・ 自助を学ぶ：消火訓練・煙体験・ガスパワー発電機体験
- ・ 共助を学ぶ：AED体験・簡易担架体験・車椅子体験・リヤカー搬送
- ・ 公助を学ぶ：簡易トイレ・防災安全課チラシ配布
- ・ 県立芦屋との防災食訓練(ポリ袋調理)

令和5年5月から令和7年3月までの議会役員・所属委員会や会議について

【議会役員】

令和6年5月から令和7年4月まで(予定)	阪神水道企業団議会議員
----------------------	-------------

【所属委員会】

令和5年5月から令和6年4月まで	総務常任委員会 副委員長
令和6年5月から令和7年4月まで(予定)	総務常任委員会 委員

【会議】

令和5年5月から令和6年4月まで	議会BCP検証検討会議 委員
令和5年5月から令和6年4月まで	議会報編集委員会 委員
令和5年5月から令和6年7月12日まで(会派を解散したため)	議会報告会準備会 委員

【超党派議員連盟】

令和5年5月から(現在進行中)	防災に関する政策を研究する会 メンバー
令和5年5月から(現在進行中)	芦屋市日台議員連盟 監査役



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	4
支出年月日	2025年 3月 3日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)



あましんキャッシュサービスご利用明細票

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金庫番号	支店コード	科目	口座番号
お振込	24-04-22	056	0531				
お取扱枚数				お取引金額 円			
万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10
7	2	1					
				お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円
				086	¥660	1337	おつり ¥110

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

〈ご案内〉

伊豆、カ 様
ナカムラ リョウスケ 様
電話番号 [REDACTED]

[REDACTED] 振込番号 [REDACTED] 電信扱

尼崎信用金庫

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

※ 令和6年4月22日付明細票原本は会氷分にて提出済み。

充当内容 (按分の計算方法)	ボネクタ利用料 2024年4月～2025年3月のうち政務活動費として $71,280円 \times \frac{1}{2} (\text{充当割合}) = 35,640$ 会氷充当分(2024年4月～7月)4ヶ月分は11,990 $35,640 + 330 (\text{手数料}) = 35,970$ $35,970 - 11,990 = 23,980円 (\text{個人充当分 8ヶ月分})$
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

請求書

中村亮介 様

ichini

イチニ株式会社
登録番号:T1010001169130

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前1-11-11
グリーンファンタジアビル7F
TEL: 03-6830-1400
FAX: 03-6774-7335

請求書番号: 
請求日: 2024/03/25
お支払期限: 2024/04/08

件名: ボネクタ継続ご利用料(2024年4月～2025年3月)

ご請求金額 71,280 円

品目	単価	数量	単位	価格
ボネクタ政治活動 一般市議会プラン	5,400	12	ヶ月	64,800
小計				64,800
消費税額合計				6,480
税率別内訳	税抜金額	消費税額	税込金額	合計
10%	64,800	6,480	71,280	71,280

振込先

イチニ株式会社


備考

誠に恐れ入りますが振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。